

## 新潟県立看護大学研究費等運営・管理ガイドライン

平成 19 年 11 月 12 日 制定

平成 19 年 11 月 12 日 施行

平成 22 年 3 月 15 日 改正

平成 22 年 3 月 15 日 改正

平成 25 年 4 月 1 日 改正

研究活動を推進する上で必要となる競争的資金（以下「研究費等」という。）は、あらゆる学術分野における研究を発展させることを目的として交付される助成金及び補助金が充てられている。

その交付元の付託にこたえるには、組織的に運営・管理を適正に行うとともに、研究者が研究活動を円滑に行える環境や体制を構築する必要がある。

これに対し、本学は、地方公共団体が設置する公立大学法人であることから、更に厳正なる運用を実践する必要がある。

本ガイドラインは、本学における学内外の研究費、助成金及び補助金等の適正使用の徹底の観点から、本学の教職員が研究費等の使用ルールを再確認し、統一ルールの下、厳正なる不正使用の防止策を講じ、経理管理・監査体制の一層の強化・充実に資するため示すものである。

### 1 責任体系の明確化

本学における研究費等の運営・管理に関する最高責任者を学長とし、その下に統括管理責任者として事務局長及び副学長をもって充てる。

最高責任者の指示の下、統括管理責任者が研究費等の運営・管理を所管する。

### 2 適正な運営・管理活動

① 研究費等の運営・管理は、公立大学法人新潟県立看護大学会計規則等並びに公立大学法人新潟県立看護大学職員旅費規程等諸規程に基づき、適正に運用する。

また、適正なる運用の一助として、研究費等の運営・管理の取扱いに関する手引きを作成し本学の教職員に周知徹底を図る。

② 研究者は、研究費等に関する予算執行状況の検証を行い、予算執行状況が著しく遅れている場合は、最高責任者に報告し、了承を得なければならない。

③ 競争的資金などにおいて、間接経費に充当するための研究費等は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示の下、本学の研究者への事務的支援、研究環境の整備及び管理体制の改善・充実の取組み等に使用する。

### 3 相談窓口・通報窓口

#### (1) 相談窓口

研究等における相談窓口は、事務局総務課にて行い、看護研究交流センター長と連

携し、学内外の研究等の相談に応ずる。

## (2) 通報窓口

本学における研究活動の不正行為に適切に対応できるようにするため通報窓口を設ける。

通報窓口にあたっての具体的な対応を行うため「新潟県立看護大学における研究活動等の不正行為に関する通報窓口規程」を定める。

## 4 不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定

統括管理責任者は、研究等を適正に運営管理し、不正を発生させる要因を把握するため不正防止計画を策定し、運営評議会での議を経て研究者に周知するなど不正防止に努める。

## 5 不正取引に関与した業者への対応について

最高責任者は、研究費等の不正使用事実が明らかとなった場合、前項による調査を行い、不正な取引に関与した業者に対し、教授会等と協議の上必要に応じて取引停止等の処分を行うことができる。

## 6 モニタリング及び監査の実施

### (1) 進行状況の把握

最高責任者は、不正防止計画に基づき違法行為や不正が行われないよう統括管理責任者に研究者の研究計画進行状況の把握を行わせるとともに、研究者から報告を求めさせる等、定期的にモニタリングを行い研究費等の適正な運営・管理に努める。

### (2) 監査

統括管理責任者が指名する部署及び担当者により研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、研究費等の執行状況について監査を実施する。

科学研究費については、科学研究費補助金取扱要領に規定する監査を実施する。

## 7 研究活動に伴う管理業務遂行の心得

### (1) 事務職員

研究活動を遂行する研究者とそれを支援する事務組織は、連携して、適正な研究費等の運営・管理が徹底できるように事務分掌の視点からチェック機能を働かせ、適正な研究費等の運営・管理に努めます。

### (2) 研究者

特に研究者は、研究計画に基づく研究遂行を不断に点検・評価し、研究費等の執行状況も常に確認しながら、新潟県立看護大学における研究者の行動規範を定め適正を期すこととする。